

第2章 改良復旧事業の 事務手続き

第2章 改良復旧事業の事務手続き	207
2-1 改良復旧事業の概要	207
2-2 事前検討	208
2-3 災害関係事業（関連）	208
2-3-1 事業の目的	208
2-3-2 要 旨	208
2-3-3 採択基準	208
2-3-4 事務手続き	210
2-3-5 ミニ関連について	210
2-3-6 1：1オーバーについて	213
2-3-7 地域関連	213
2-4 災害復旧助成事業（助成）	215
2-4-1 事業の目的	215
2-4-2 採択基準	215
2-4-3 事務手続き	216
2-5 河川等災害特定関連事業（特関）	217
2-5-1 事業の目的	217
2-5-2 要 旨	217
2-5-3 採択基準	217
2-5-4 事務手続き	217
2-6 河川等災害関連特別対策事業（災特）	218
2-6-1 事業の目的	218
2-6-2 要 旨	218
2-6-3 採択基準	220
2-6-4 事務手続き	220
2-7 特定小川災害関連環境再生事業（小川関連）	221
2-7-1 事業の目的	221
2-7-2 要 旨	221
2-7-3 採択基準	221
2-7-4 事務手続き	222

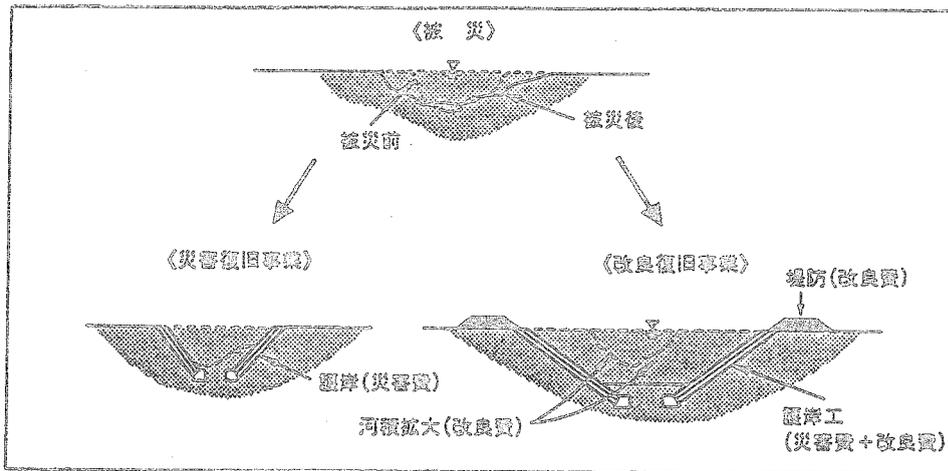
第2章 改良復旧事業の事務手続き

(※本章の事務手続きは平成13年1月現在のものである)

2-1 改良復旧事業の概要

公共土木施設災害復旧事業の根拠となる法律は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」である。この事業は原形復旧を原則とするため、被害が激甚な場合、被災箇所の原形復旧のみでは事業の効果が限定されることが多い。このような場合、未災箇所も含む一連区間について再度災害の防止と安全度の向上を図るために、一定計画等に基づき改良復旧を行うことが必要であり、これらの要請を受けて、改良復旧事業制度が整えられてきた。

この改良復旧事業には、全額を災害復旧事業費で行う一定災と災害復旧事業に関連して改良費を加えて改良復旧を行う災害関連事業（広義）がある。

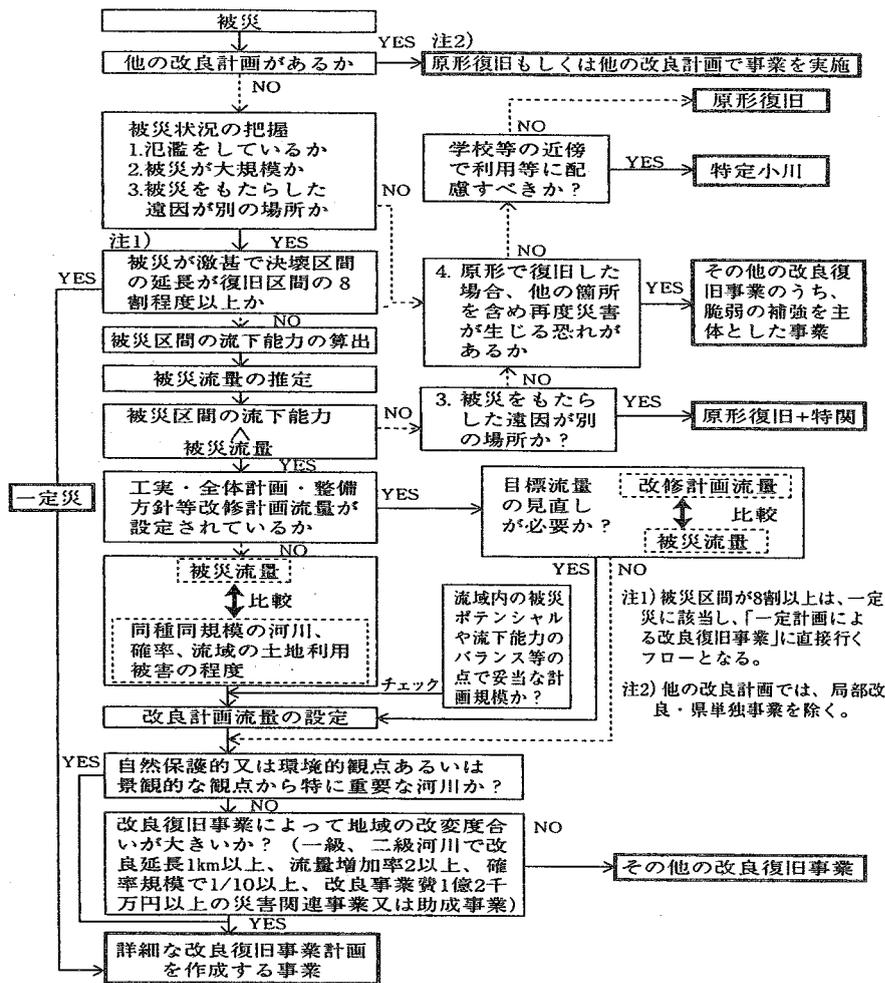


一般的な改良復旧の概念図

- | | |
|--------------------------------------|--|
| {
一定災
{
災害関連事業
(広義)
{ | 都道府県工事 (河川、海岸、砂防、道路、他) |
| | 市町村工事 (河川、海岸、道路、他) |
| 災害復旧助成事業 | 都道府県工事 (河川、海岸) |
| 災害関連事業 | {
都道府県工事 (河川、砂防、地すべり、急傾斜、海岸、道路、橋梁)
(狭義)
市町村工事 (河川、海岸、急傾斜、道路、橋梁) |
| 河川等災害特定関連事業(特関) | 都道府県市町村工事 (河川、砂防、道路) |
| 河川災害関連特別対策事業(災特) | 都道府県市町村工事 (河川) |
| 特定小川災害関連環境再生事業 (小川関連) | 都道府県市町村工事 (河川) |

2-2 事前検討

事業要望までに検討すべき手順を図示すると下図のようになる。



2-3 災害関連事業 (関連)

2-3-1 事業の目的

災害復旧事業だけでは事業の効果が限定され公益上も十分な効果が得られないことがある。このような場合災害費に関連費（改良費）を加えることにより、未被災部分を含めた一連の施設の強化、機能の向上等を行い、再度災害の防止、民生の安定を図ることを目的としている。

2-3-2 要 旨

1. 事業目的	災害箇所またはこれを含めた一連の施設等を再度災害防止のために、災害費に改良費を加えて改良する事業。適用工種は河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地、道路、橋梁
2. 事業主体	都道府県または市町村
3. 限度額 (関連工事費)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県工事 <ul style="list-style-type: none"> (河川・海岸) 1,800万円~4.5億円 (砂防、地すべり、急傾斜地、道路、橋梁) 1,800万円~ 市町村工事 <ul style="list-style-type: none"> (河川、海岸、急傾斜地、道路、橋梁) 1,800万円~
4. 施行期間	災害の発生より3カ年以内

2-3-3 採択基準

(1) 一般基準

- ① 総工事費の内災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下のものであり、かつ一箇所の災害関連工事費が1,800万円以上のもの。

- ② 原則として他の改良計画がないもの。
- ③ 災害関連事業費によって得られる効果が大であるもの。

(2) 工種別採択基準

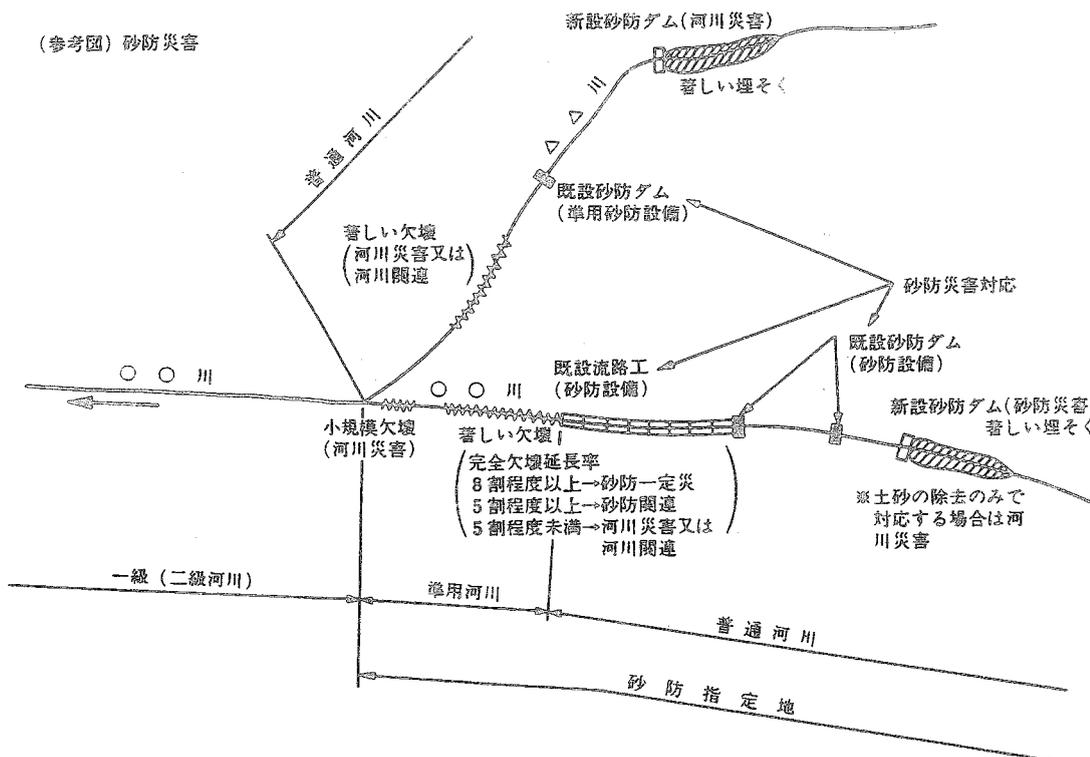
① 河川工事

- イ。被災箇所をこれに接続する未災箇所を含めて当該被災箇所に接近した堤防の高さ又は断面に合わせて嵩上げし又は拡大し施行する工事
- ロ。越水又は越波により局部的に被災した箇所及びこれに接続する未災箇所を嵩上げし又は拡大して施行する工事
- ハ。災害原因が河状不良によることが明らかである場合において流路の屈曲を是正若しくは洪水の疎通を図るため施行する工事、部分的に上下流の堤防法線にならって当該箇所の法線を後退させ若しくは河積を拡大して施行する工事、導流堤を新設し若しくは改築して施行する工事、寄洲切取及び水制工の併用により乱流若しくは偏流を緩和して施行する工事又は障害物を除去するために施行する工事。
- ニ。落差工、帯工等を新設して乱流又は河床の低下等を防止するために施行する工事。
- ホ。被害激甚であって災害復旧のみでは十分な効果を期待できない場合において、一定計画により改良し、再度災害を防止するために施行する工事。但し、災害関連工事費が4.5億円以下のもの。
- ヘ。被災箇所に接続した脆弱な残存施設を改築し又は補強して施行する工事。

② 砂防工事

- イ。被災箇所をこれに接続する未災箇所を含めて当該被災箇所に接近した堤防の高さ又は断面に合わせて嵩上げし又は拡大して施行する工事。
- ロ。被災原因が河状不良であることが明らかな場合において流路の屈曲を是正し若しくは洪水の疎通を図るために施行する工事又は障害物を除去するために施行する工事。
- ハ。床固工、帯工等を新設して乱流又は河床の低下を防止するために施行する工事。
- ニ。被害甚大であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において、一定計画により改良し、再度災害を防止するために施行する工事。
- ホ。砂防指定地内に存する準用河川又は普通河川の天然河岸が欠損し、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できない場合において、一定計画により改良し、治水上砂防のために施行する工事。

(参考図) 砂防災害



[注] その他災害関連緊急砂防事業等(本省砂防課所管)で対応する場合もある。

へ. 被災箇所へ接続した脆弱な残存施設を改築し又は補強し施行する工事。

③ 地すべり防止工事

被災箇所を含んだブロックにおいて被災箇所へ接続又は接近した脆弱な残存施設を改築し又は補強して施行する工事。

④ 急傾斜地崩壊防止工事

イ. 被災箇所をこれに隣接する未災箇所を含めて当該被災箇所へ接近した急傾斜地崩壊防止施設に位置、規模、構造等にあわせて施行する工事。

ロ. 被害激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において、一定計画により改良し、再度災害を防止するために施行する工事。

ハ. 被災箇所へ接続又は隣接した脆弱な残存施設を改築し又は補強して施行する工事。

ニ. 被災箇所へ接続又は接近した脆弱な残存斜面について、地形、地質及び背後地の状況等を考慮して再度災害を防止するために災害復旧に追加して施行する工事。

⑤ 道路工事

イ. 被災箇所をこれに隣接する未災箇所を含めて当該路線の幅員等を道路構造令の範囲内において改良し施行する工事。

ロ. 山手法面崩壊の場面において、災害復旧工事に追加して施行する山復工事。

ハ. 巻立のないトンネルにおける被災箇所へ接続した箇所、将来崩壊のおそれがあると認められる場合において施行する工事。

ニ. 復旧効果を更に合理化させるために路線又は道路の区域変更等改良して施行する工事。

ホ. 被災箇所へ接続した脆弱な残存施設を改築し又は補強して施行する工事。

ヘ. 河川又は海岸と効用を兼ねる道路について、河川又は海岸に係る災害関連工事の採択基準に準用して施行する工事。

ト. 被災箇所又はこれに接続する未災箇所をその前方又は後方で近く施行されることが明らかな道路工事の計画にあわせて道路構造令に規定する規格の範囲内において改良して施行する工事。

⑥ 橋梁工事

イ. 河川改良工事の附帯工事として架け替、かさ上、継足等の工事が近く施行されることが明らかな橋梁を河川改良計画にあわせて施行する工事。

ロ. 災害復旧事業において、永久構造の橋梁として採択された橋梁の未災部分を永久構造として、又は全延長にわたり幅員を拡幅して施行する工事。

ハ. 橋梁の一部が流失した場合において、被災洪水を対象として全延長にわたりかさ上して施行する工事。

ニ. 根固工、床固工等を新設し、未災区間を補強して施行する工事。

ホ. 路線又は道路の区画を変更する必要があると認められる場合において、架橋位置を変更して施行する工事。

ヘ. 河川管理施設等構造令に規定する規格の範囲内において改良し施行する工事。

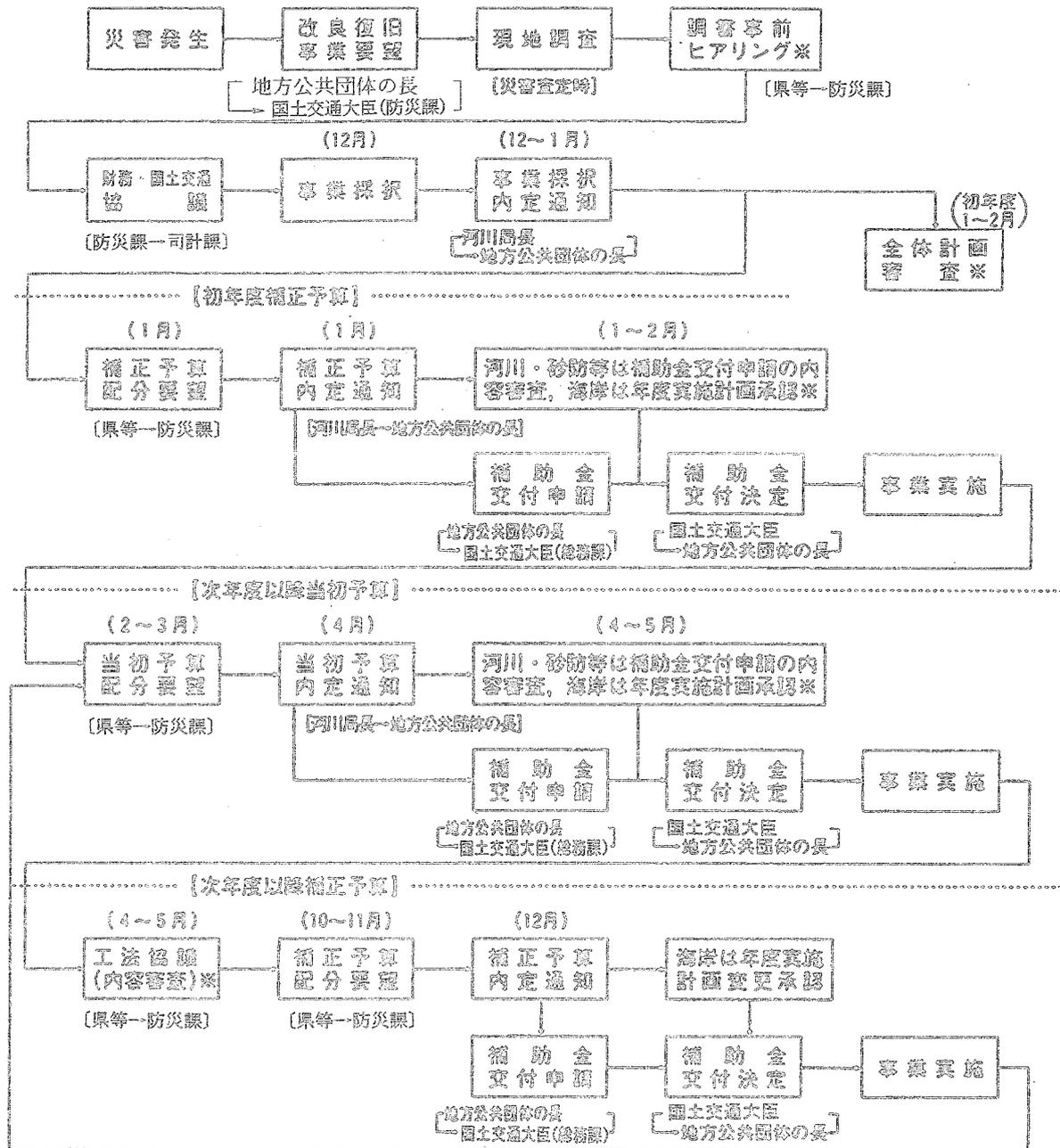
ト. 被災箇所又はこれに接続する未災箇所を、その前方又は後方で近く施行されることが明らかな道路工事の計画にあわせて道路構造令に規定する規格の範囲内において改良して施行する工事。

2-3-4 事務手続き

災害関連事業は災害発生から3ヶ年以内（発生年の4月1日が属する会計年度から3ヶ年以内）に工事を完了することとなっているため、迅速な事務手続きが必要となる。

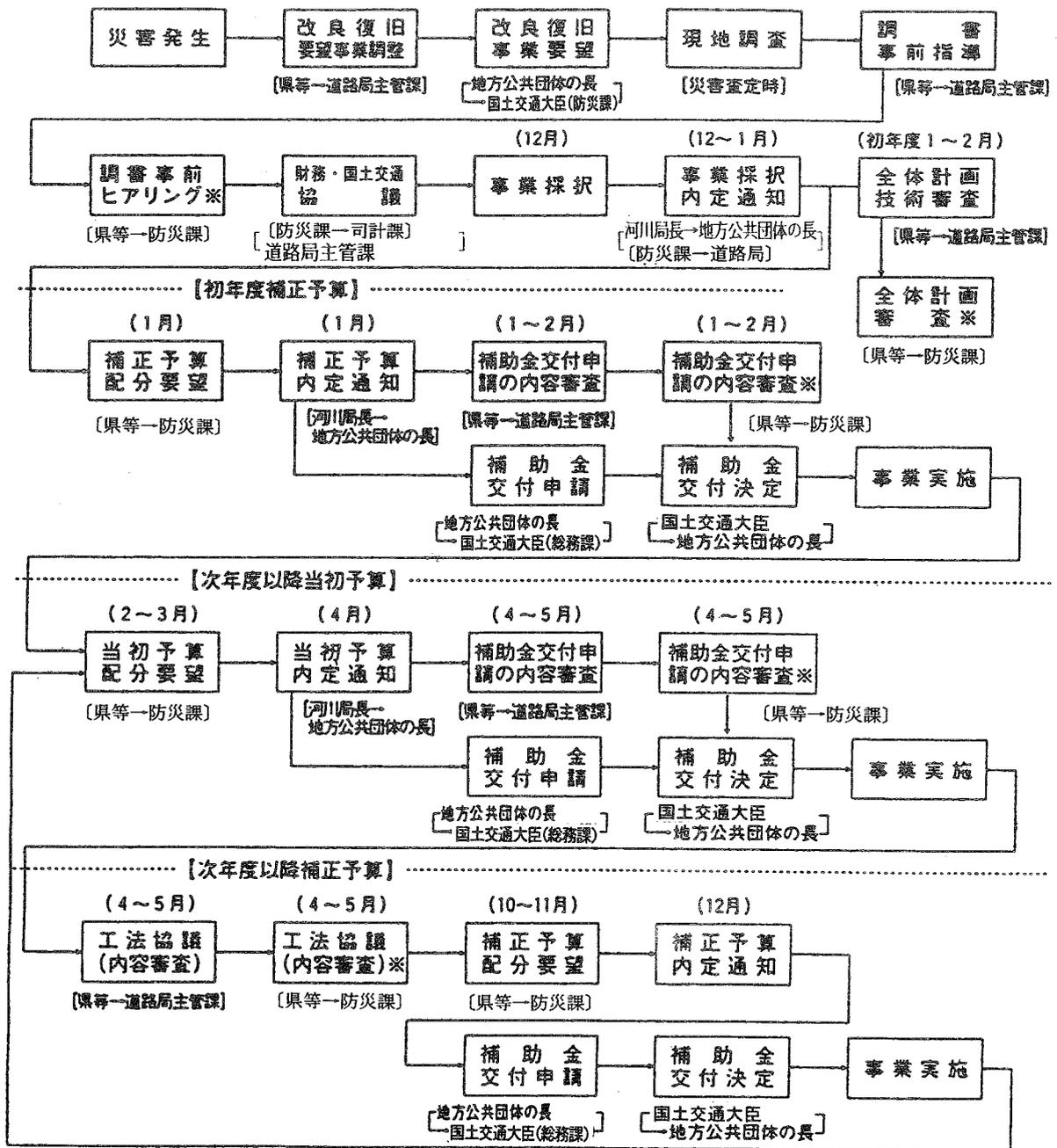
2-3-5 ミニ関について

関連工事費が1億8,000万円以下の関連事業（いわゆるミニ関）は、現地調査時に計画の妥当性、積算内容について査定官と立会官との間で協議がなされ、調査額が決定される。（関連工事費が災害費を上まわる等本省協議とすべきものは除く。）現地で指摘を受けた事項は、査定が終了するまでに訂正を完了し、査定官、立会官の署名を災害関連事業調書（様式関-3）に受ける。その後、国土交通本省と財務局に提出し、完了となる。



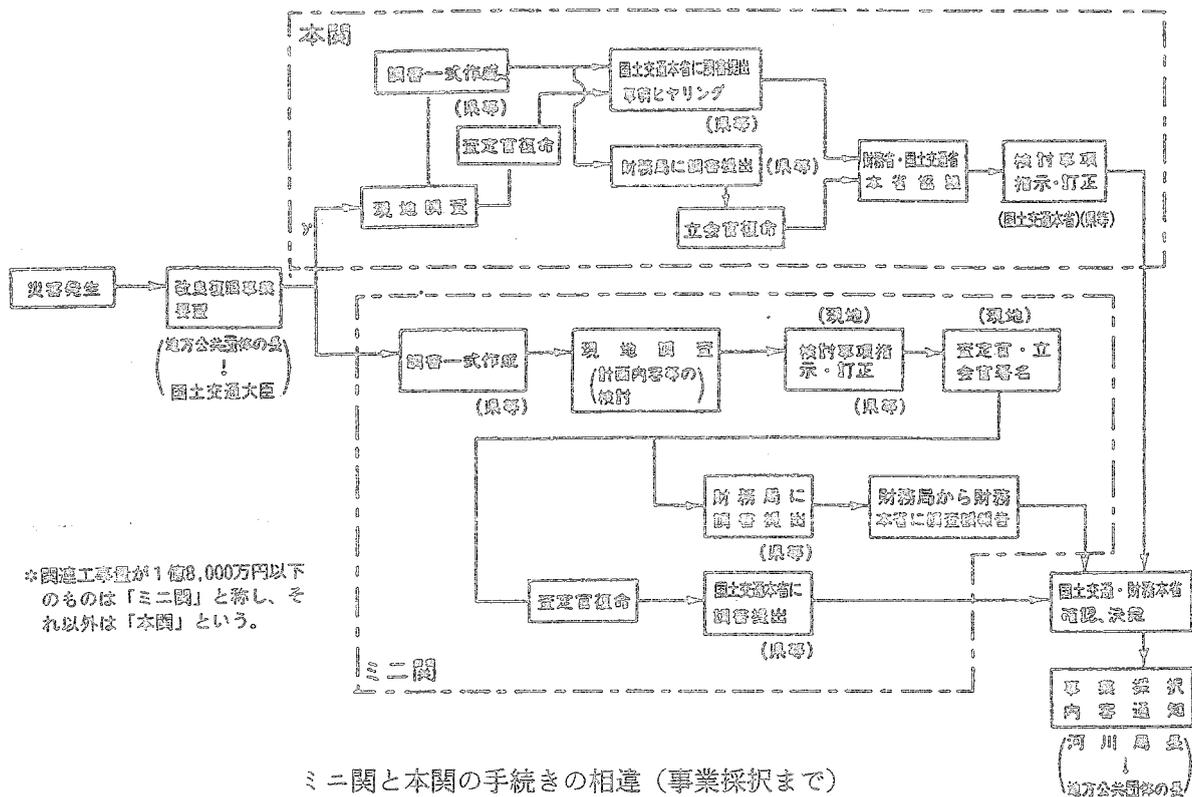
※印は、防災課とヒアリング実施

関連事業（河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜）の事務手続き



※印は、防災課とヒアリング実施

関連事業（道路、橋梁）の事務手続き



ミニ関と本関の手続きの相違（事業採択まで）

2-3-6 1：1オーバーについて

関連事業は災害費と関連工事費の比が1：1を越えて採択されるものは少ない。しかし、被害激甚地で再度災害の危険の多い地域、又は連年災害地域で関連事業の施行により被害の免れる区域にあって、下記の一つに該当するような場合においては関連工事費の占める割合が5割を越えて採択される場合もある。

- イ。人家遠地域又は人家密集区域のある場合。
- ロ。相当な面積の耕地のある場合。
- ハ。学校、病院、停車場等の公的施設のある場合。
- ニ。道路、鉄道、軌道等の交通機関のある場合。
- ホ。用地補償費を多額に要する場合。

以上に該当する場合は、説明資料を用意するとともに助成事業と同様に、経済効果についても説明資料を用意する必要がある。

2-3-7 地域関連

(1) 目的

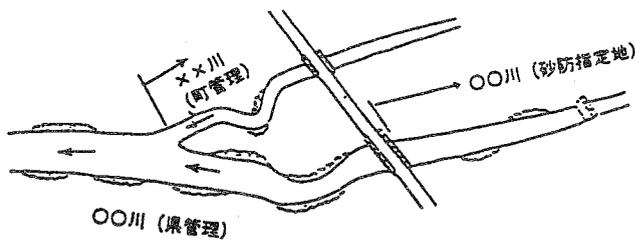
接近して施行される複数の災害関連事業を一体とみなして施行することによって、得られる効果が大である場合は、合わせて一体な「地域関連」として取り扱う。地域関連に含まれる関連事業については、総事業費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下という基準の適用にあたり、それぞれの関連事業でなく、地域関連全体として算定できる。

これにより改良復旧事業の復旧効果をより向上させ、事業全体を調整のとれたものにする事ができる。

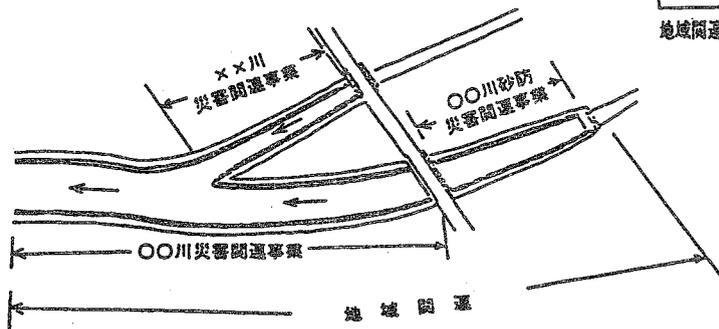
(2) 要旨

1. 目的	接近して施行される複数の災害関連事業を一体とみなして施行することにより、改良復旧効果をより向上させ、事業全体を調整の取れたものとする。
2. 対象事業	(1)接近して施行される同一工種の関連事業で、異なる管理者により施行されるもの (2)接近して施行される河川、砂防、道路又は橋梁箇所
3. 具体的内容	地域関連に含まれる災害関連事業全体を一つの事業とみなして、総工事費のうち災害関連工事費の占める割合を算定できるものとした。
4. 事業実施	採択後の事業実施にあたっては、それぞれの関連事業として行う。

被災



改良復旧後



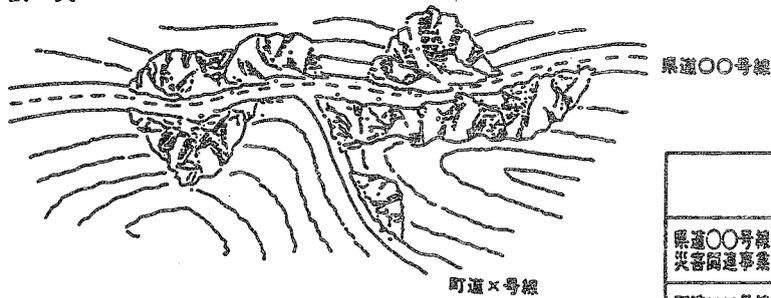
(百万円)

	工種	事業主体	災害費	関連工事費	事業費 (工事費)
〇〇川 災害関連事業	河川	県	200	100	300
××川 災害関連事業	河川	町	10	80	90
〇〇川 災害関連事業	砂防	県	90	110	200
〇〇川 地域関連			300	290	590

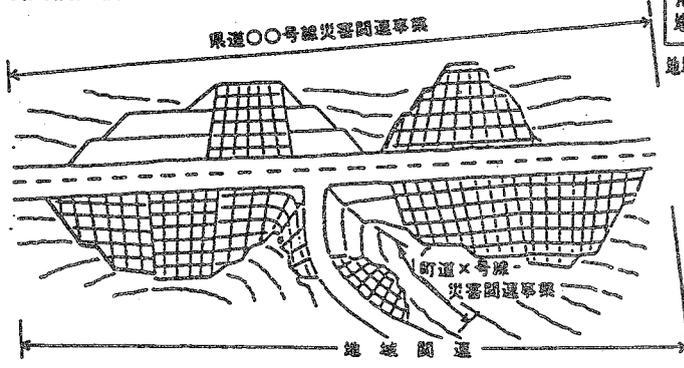
地域関連 事業費: $300 + 90 + 200 = 590$
 関連工事費: $100 + 10 + 110 = 290$
 関連工事費/事業費: $290 / 590 = 0.49$

地域関連の概念図 (河川・砂防の例)

被災



改良復旧後



(百万円)

	工種	事業主体	災害費	関連工事費	事業費 (工事費)
県道〇〇号線 災害関連事業	道路	県	310	190	500
町道××号線 災害関連事業	道路	町	50	150	200
AA地区道路 地域関連			360	340	700

地域関連 事業費: $500 + 200 = 700$
 関連工事費: $190 + 150 = 340$
 関連工事費/事業費: $340 / 700 = 0.49$

地域関連の概念図 (道路の例)

(3) 採択基準

次に掲げる二以上の工事箇所を一体とみなして施行することによって得られる効果が大であるものに、方針第19第2項第1号イの基準の運用については、当該二以上の工事箇所を一箇所とみなして総工事費のうち災害関連工事費の占める割合を算定できる。

- ① 接近して施行される同一工種の工事箇所で、異なる管理者により施行されるもの。
- ② 接近して施行される河川工事箇所と砂防、道路又は橋梁箇所。

2-4 災害復旧助成事業（助成）

2-4-1 事業の目的

災害復旧事業は、河川又は海岸の災害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において、災害復旧事業費に助成費（改良費）を加えて一定計画の基に施行する改良工事。

災害復旧助成事業は、原則として災害発生年を含めて4箇年で完了するよう予算措置されるが、助成工事費が30億円以上の大規模な工事については、5箇年で施行することとなっている。

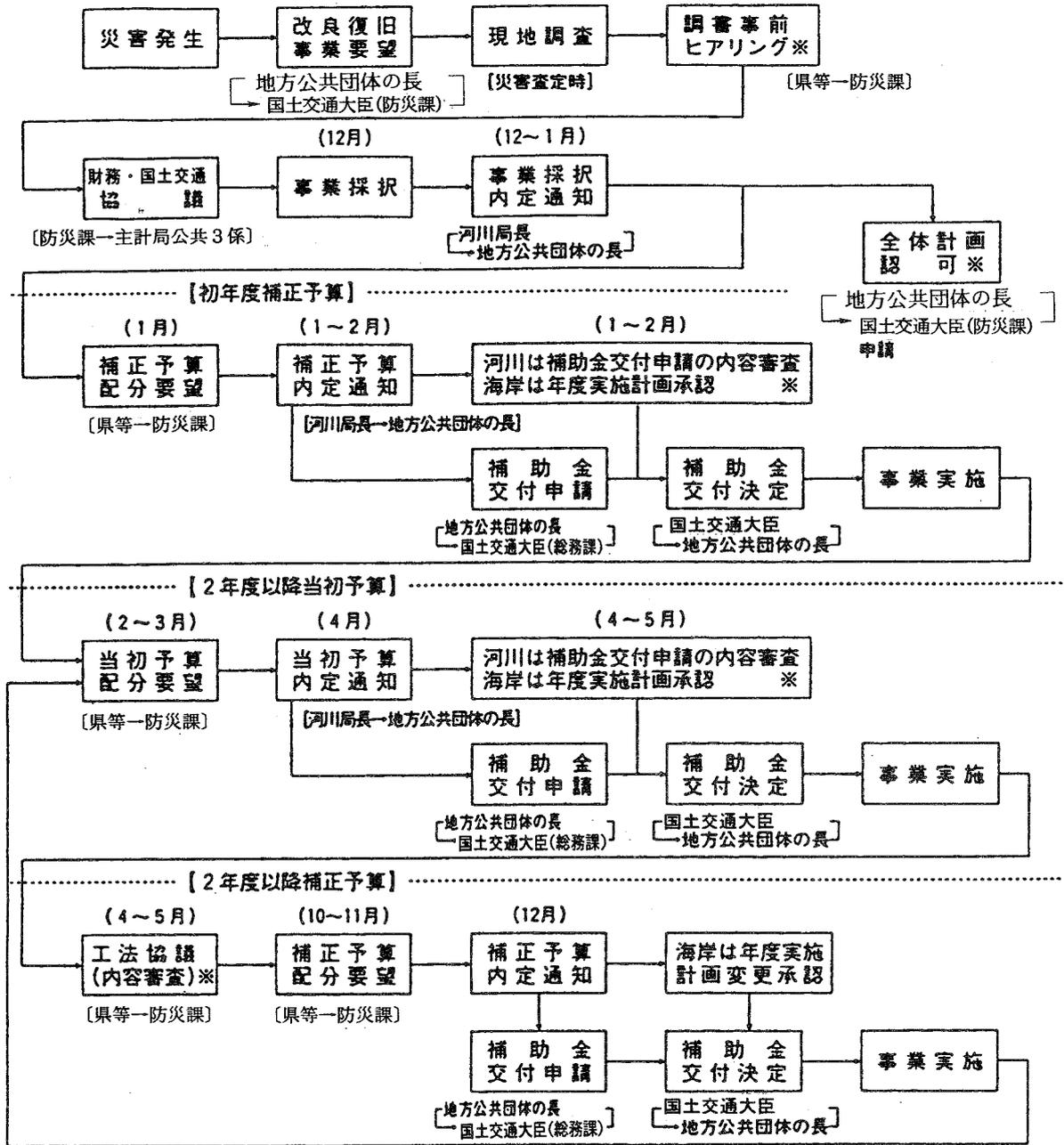
2-4-2 採択基準

災害復旧助成事業は、次の基準のいずれにも適合する候補箇所のうちから選定される。

- イ. 災害復旧助成事業は河川及び海岸に限る。河川にあっては河川法に基づき県知事が管理する一級河川の指定区間とする。（ただし、普通河川であっても、災害復旧助成事業の着手までに一級河川に昇格することが確定的なものは対象とすることができる。）
- ロ. 被害が激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないもの。
- ハ. 総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として5割以下のものであって助成工事費が4.5億円を超えるもの。
 - ◎この基準の前段は原則を述べたものであって、一般被害が激甚である場合、想定される経済効果が著しく大きい場合、最近における地価の高騰により総工事費のうち用地費及び補償費が多額にのぼる場合等においては、助成工事費が5割以上であっても採択される。
 - また、後段の基準に該当しない4.5億円以下の工事については、災害関連事業として申請する。
- ニ. 原則として他の改良計画がないもの。
- ホ. 助成事業によって得られる効果が大であるもの。
 - ◎ 経済効果の算定は、効果比、妥当投資額算定要領によること。
- ヘ. 上下流に悪影響を与えないもの。

2-4-3 事務手続き

災害復旧助成事業は、激甚な災害の発生に対して、一連区間について、大規模な改良を災害発生後4～5箇年という短期間で実施するものであるため、迅速な事務処理が必要である。



※印は、防災課とヒアリング実施

助成事業の事務手続き

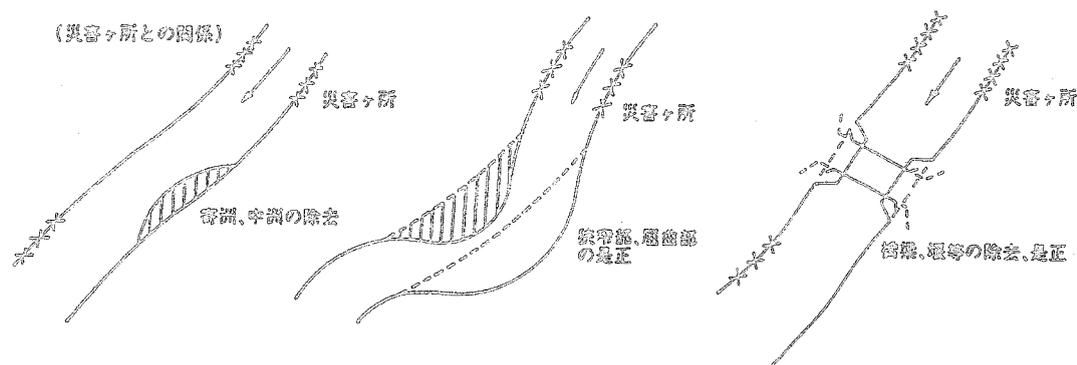
2-5 河川等災害特定関連事業（特関）

2-5-1 事業の目的

河川、砂防設備、道路の災害復旧事業に関連して、再度災害を防止するため、寄洲、中州、狭窄部、屈曲部その他の自然障害物又は床固、橋梁、堰等河川区域内に設置された工作物によって堰上背水、低下背水等流水の状況に変動を生じた場合、水路、溪流等の異常な出水により排水施設等から溢水氾濫、土砂流出を生じた場合において、これらが当該災害の発生の原因となった場合に当該施設を除去又は是正する事業である。

2-5-2 要 旨

1. 事業目的	河川災害、砂防災害及び道路災害の原因となった障害物（寄洲、中州、狭窄部、屈曲部、橋梁、堰、排水施設等）を除去・是正する事業。
2. 事業主体	都道府県または市町村
3. 採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 限度額（工事費） <ul style="list-style-type: none"> — 自然障害物 900万円～4,500万円 — 工作物 900万円～7,000万円 ◦ 範囲（距離） <ul style="list-style-type: none"> — 自然障害物 災害箇所からおおむね300m以内 — 工作物 災害箇所からおおむね450m以内
4. 施行期間	災害発生の翌年度に採択。採択年度より2ヶ年以内



水理的な因果関係

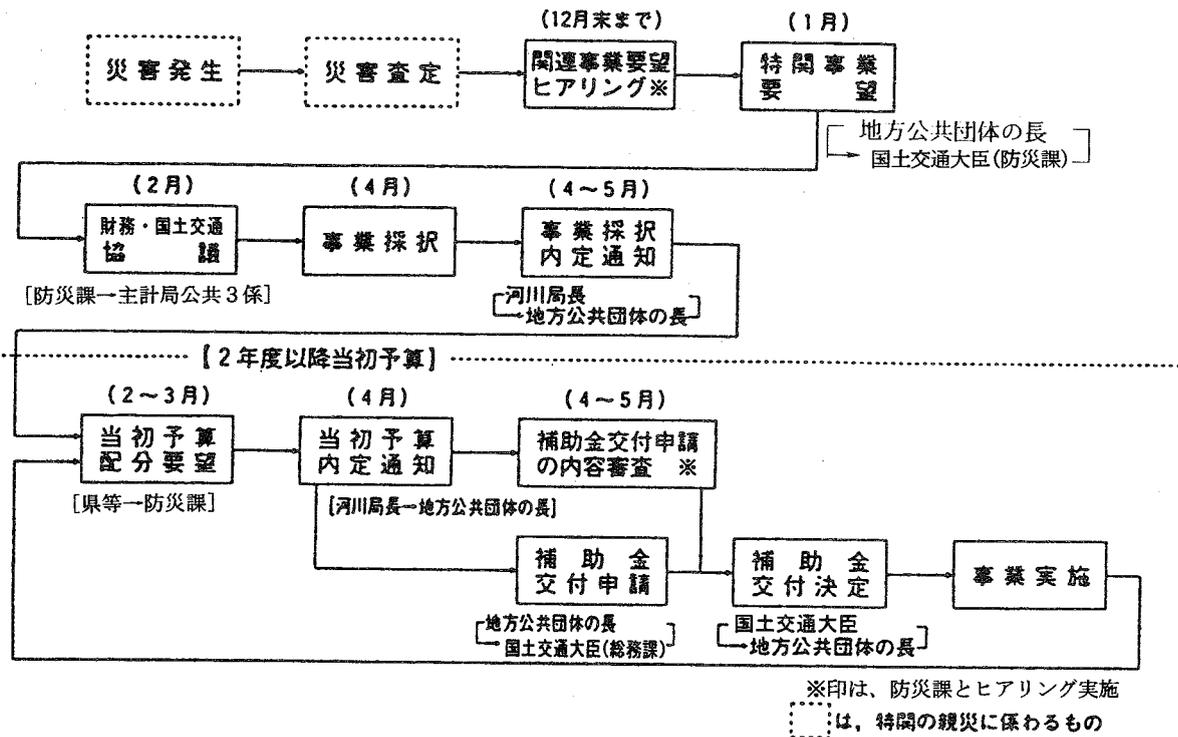
2-5-3 採択基準

- イ. 他の改良計画のないものであって、かつ、事業によって得られる効果が大であるもの。
- ロ. 関連する災害復旧事業が前年に採択されたものであって、当該災害の発生した年の翌年の4月1日の属する会計年度において採択するものとし、当該災害復旧事業箇所との距離はおおむね300m以内（堰、橋梁等の工作物の改築等に係る事業については、おおむね450m以内）のもの。
- ハ. 工事費は、原則として災害復旧事業の工事費を越えないものとし、おおむね900万円以上4,500万円未満（堰、橋梁等の工作物の改築等に係る事業について一連の効果を発揮させるため必要がある場合にあっては、おおむね7,000万円未満）のもの。

2-5-4 事務手続き

事業採択の年度から3ヶ年（当分の間2ヶ年）以内に完了するものとする。特関の要望は災害発生の翌年1月に行われるが、申請用の書類は災害発生後なるべく速やかに整備して12月までに本省と協議しておくことが望ましい。

また、再調査による事業費の増額は行われない。



特関事業の事務手続き

2-6 河川災害関連特別対策事業（災特）

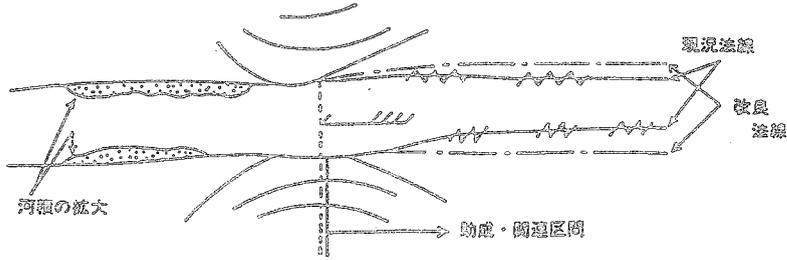
2-6-1 事業の目的

災害関連事業の候補箇所の上流において、狭窄部、屈曲部等の自然の障害物又は橋梁、堰等河川の区域内に設置された工作物が、これら改良復旧事業による改良復旧効果の確保に支障となる場合において、その支障となる原因を除去する事業。

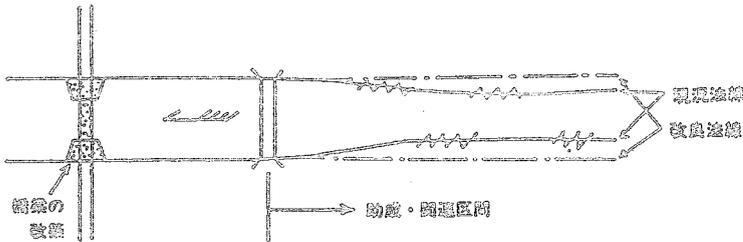
2-6-2 要旨

1. 事業目的	助成または関連事業の上下流において、改良復旧効果の確保に支障となる障害物を除去・是正する事業。
2. 事業主体	都道府県または市町村
3. 採択基準	・限度額（工事費） 1,200万円～1億円 ・範囲（距離） 助成または関連箇所からおおむね200m以内
4. 施行期間	災害発生年度より3ヶ年以内

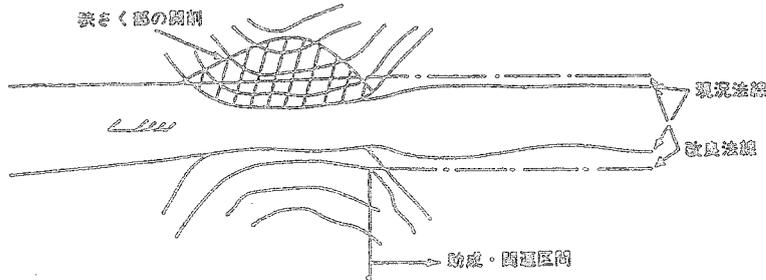
(例-1) 下流の地下能力の増大(1)



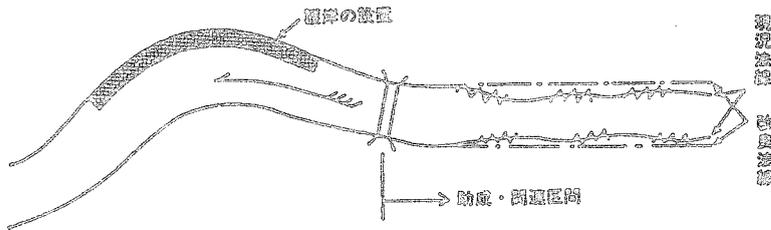
(例-2) 下流の地下能力の増大(2)



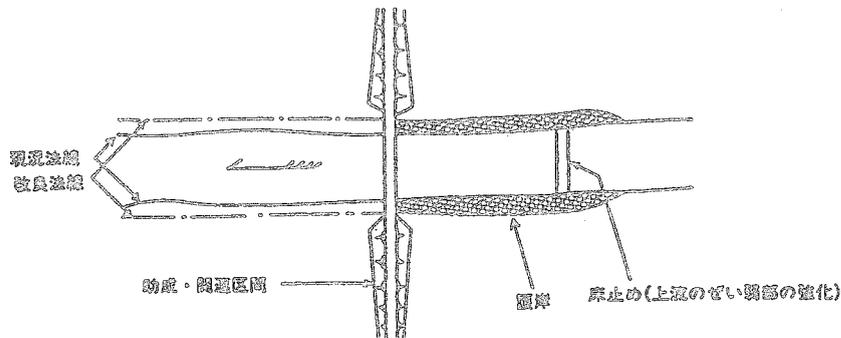
(例-3) せき上げ排水の解消



(例-4) 施設の変位



(例-5) 上流への影響の解消



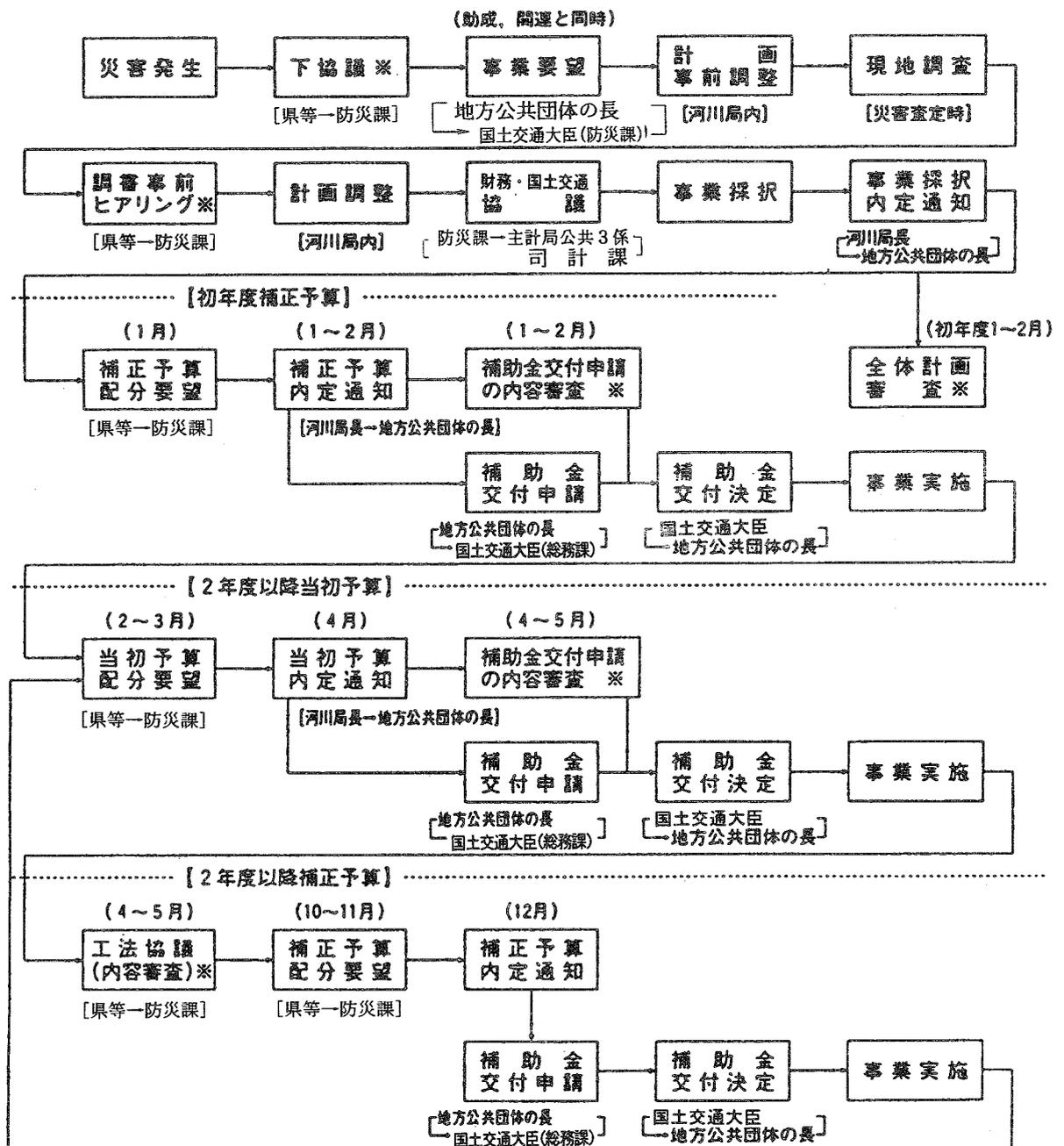
改良復旧と災特箇所の関係

2-6-3 採択基準

- イ. この事業の直上下流において災害復旧助成事業又は災害関連事業が採択されること。
- ロ. この事業の実施箇所は災害復旧助成事業又は災害関連事業による改良復旧効果の確保に支障となる箇所、当該改良復旧事業との距離はおおむね 200m以内とする。
- ハ. 原則として他の改良計画のないものであって、かつ、事業によって得られる効果が大であるもの。
- ニ. 工事費は、原則として災害復旧助成事業又は災害関連事業に係る総工事費のうち、災害復旧事業の工事費をこえないものとし、1,200万円～1億円の範囲内のものとする。

2-6-4 事務手続き

災特事業は助成又は関連事業とほぼ同様の手続きを同時に行うが、計画の手直し等が査定直前にならぬよう、要望に先立ちした協議をすることが望ましい。



※印は、防災課とヒアリング実施

災特事業の事務手続き

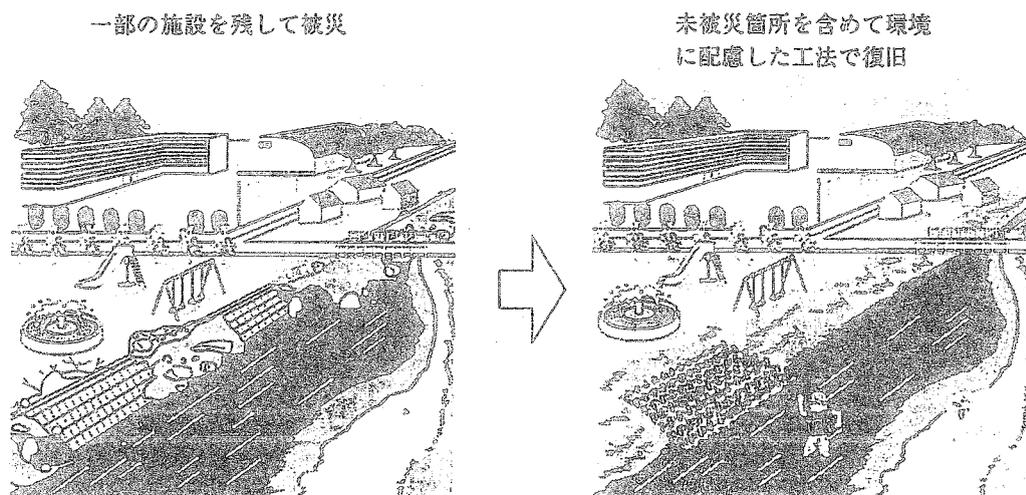
2-7 特定小川災害関連環境再生事業（小川関連）

2-7-1 事業の目的

河川の災害復旧事業に関連して、小規模な河川において、当該災害復旧事業箇所とこれに接続する未被災箇所を含めて緩傾斜護岸その他、環境に配慮した護岸等で復旧する事業。

2-7-2 要旨

1. 事業目的	小規模な河川の災害復旧にあたり、被災箇所またはこれに接続する未被災箇所を含めて、緩傾斜護岸その他、環境に配慮した護岸等により復旧する事業。
2. 事業主体	都道府県または市町村
3. 採択基準	河川の規模：現況流下能力がおおむね100m ³ /s以下、または市街地もしくは市街地周辺部を流下し、川幅が30m未満。 箇所の条件：(1) 市街地、市街地からおおむね5km以内、公共施設（学校、公園等）もしくは史跡・歴史的記念物（神社、仏閣、教会等）からおおむね1km以内。 (2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域。 (3) 被災施設付近の河川区間において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息・生育が確認される地域。 限度額（工事費）：関連する災害復旧事業の工事費以内。
4. 施行期間	災害発生の翌年度に採択。災害復旧事業の施行期間内。



(小川関連のイメージ図)

2-7-3 採択基準

イ. 災害復旧事業が採択された河川のうち、以下の地域における小規模な河川において実施されるものとする。

- (1) 市街地、市街地からおおむね5 km以内、公共施設（学校、公園等）もしくは史跡・歴史的記念物（神社、仏閣、教会等）からおおむね1 km以内。
- (2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域。
- (3) 被災施設付近の河川区間において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息・生育が確認される地域。

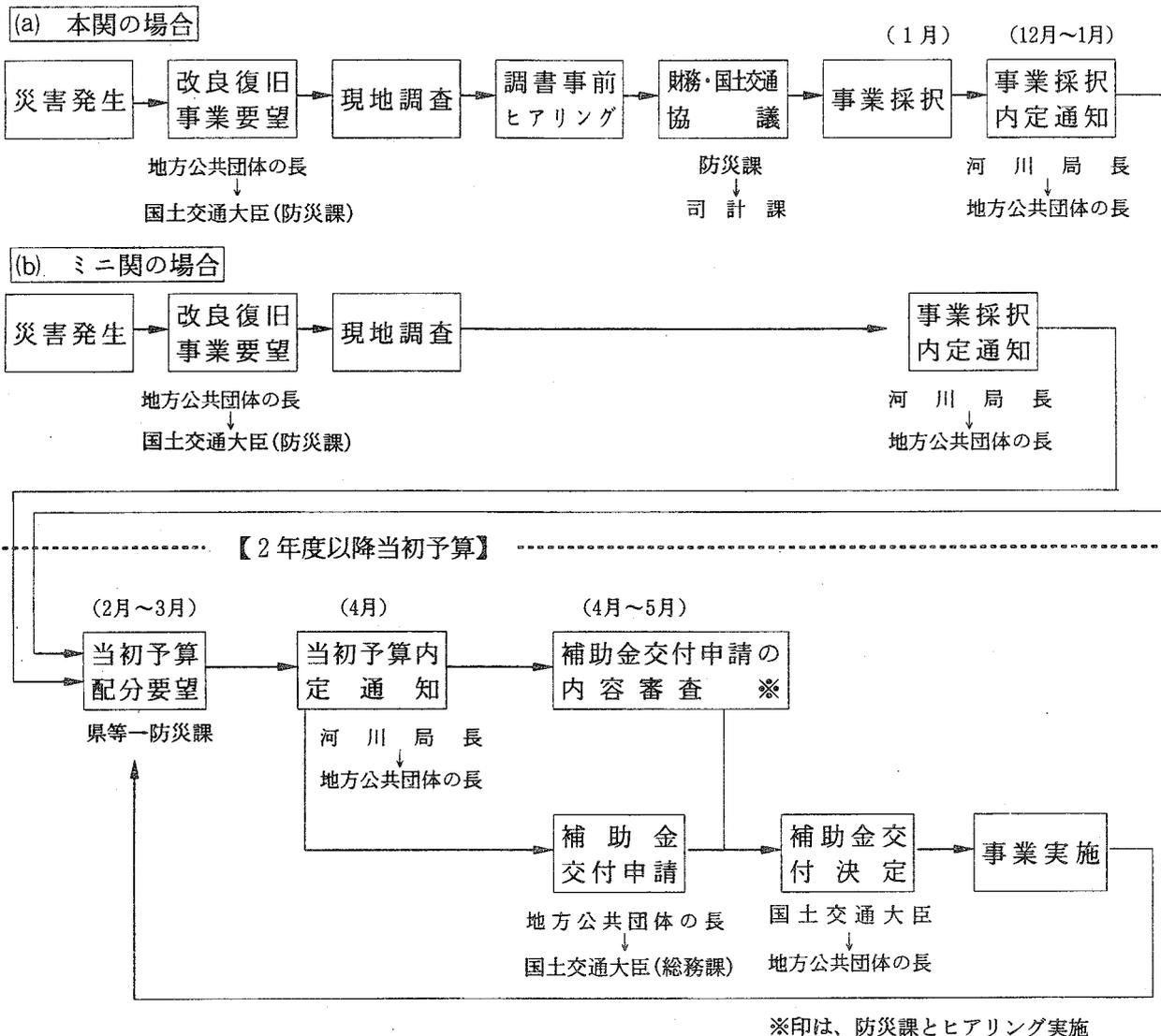
ロ. 原則として、他の改良計画がないものとし、関連する災害復旧事業箇所の全部または一部を含むものとする。

ハ. 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下のものとする。

ニ. この事業は関連する災害復旧事業と同年度に採択するものとする。

◎「市街地」とは、人口集中地区（D I D）を、「市街地周辺部」とは市街地の境界からの距離がおおむね5km以内の範囲を、「付近に学校、公園、病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する」とは、特定小川災害関連環境再生事業の事業箇所からおおむね1km以内の範囲に学校、公園、病院等の公共施設、または史跡・歴史的記念物が存在する場合を、「小規模な河川」とは現況流下能力がおおむね100m³/s以下の河川、または市街地もしくは市街地周辺部を流下する川幅が30m未満の河川をいう。

2-7-4 事務手続き



特定小川災害関連環境再生事業の事務手続き